◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３５０号（H28. 5. 13）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．　重大事故等情報＝８件（５月６日～５月１２日分）
（１）乗合バスの死傷事故①
（２）乗合バスの死傷事故②
（３）乗合バスの衝突事故①
（４）乗合バスの車内事故
（５）乗合バスの衝突事故②
（６）貸切バスの酒気帯び衝突事故
（７）貸切バスの火災事故①
（８）貸切バスの火災事故②
（９）前号で掲載した重大事故等情報の訂正（法人タクシーの衝突事故）

２．軽井沢スキーバス事故を受けた集中監査の実施結果（速報）について
３．車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について
４．タクシーの事故調査分析結果について（関東運輸局発）
５．４月１３日に発生した貸切バスの車両火災事故に関する補足情報（中部運輸局発）
６．軽井沢スキーバス事故を受けた街頭監査の実施結果について
７．軽井沢スキーバス事故対策検討委員会における中間整理の公表について
８．運転中のスマートフォン操作は厳禁です！
９．貨物自動車運送事業の安全確保の徹底について
１０．乗合バスの事故防止対策について（関東運輸局発）
１１．デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！
１２．株式会社イーエスピーの貸切バス事業許可の取消処分を行いました（関東運輸局発）
１３．スプリング式補助ブレーキを戻し忘れないように！
１４．事業用バスの車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について
１５．トラックの資材ボックスは確実に取り付けましょう！（北陸信越運輸局発）
１６．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
１７．軽井沢スキーバス事故を受けた対策について
１８．乗合・乗用・自家用有償の安全確保の徹底について

◇◇◇

所を置く貸切バスが乗客２３名を乗せ運行中、道路の合流付近においてトラックと衝突した。
この事故による負傷者はなし。
当該バスの運転者の呼気から基準を超えるアルコールが検出されたことから、当該バス運転者が酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕された模様。

（７）貸切バスの火災事故①
５月１２日（木）午前９時００分頃、岡山県の高速道路において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客３９名を乗せ運行中、当該バスのマフラー付近から炎及び煙が確認されたことから、当該バス運転者がバスを路肩に停車させて乗客を避難させて消火器で消火した。
この事故による負傷者はなし。

（８）貸切バスの火災事故②
５月１２日（木）午後６時２０分頃、奈良県において、大阪府に営業所を置く貸切バスが運行中、駐車場で駐車していたところエンジンルームからの出火したしたため、当該バス運転者が消火器で消火した。
この事故による負傷者はなし。
事故当時、バスには乗客は乗っていなかった模様。

（９）メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３４９号（H28. 5. 6）に掲載した重大事故等情報の訂正
前号で掲載しました重大事故情報（（３）法人タクシーの衝突事故）について、発生場所に誤り（愛知県→愛媛県）がありましたので、訂正のうえ再掲載いたします。
関係の皆様には大変ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。
（法人タクシーの衝突事故）
４月３０日（土）午後５時１５分頃、愛媛県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが運行中、乗客の降車後に転回する際、後方から直進してきたオートバイと衝突した。
この事故により、オートバイの運転者が死亡した。

上記（９）を除く８件の死傷者数計：
死亡２名、重傷２名、軽傷１１名（速報値）

◇◇◇

国土交通省では、軽井沢スキーバス事故を受け、緊急対策として貸切バス事業者を対象とした集中監査を実施しました。
本年１月１９日から３月中旬にかけて、全国において計３１０事業者を対象に集中監査を実施した結果、乗務時間等告示の遵守違反等の法令違反が確認されました。具体的には以下のとおりです。

１．貸切バス事業者に対する集中監査の結果（速報）について
１月１９日から３月中旬にかけて、国土交通省の監査官が抜き打ちで、全国計３１０事業者の事業所に立ち入り、監査を実施しました。
過去の法令違反の状況等を参考に国土交通省が継続的に監視する必要があると考える貸切バス事業者を中心に、対象の事業者を選びました。
安全に関わる主な法令違反は、乗務時間等告示の遵守違反（６０事業者、１９．４％)、運転者の健康状態の把握違反（５３事業者、１７．１％)、適性診断の未受診（６４事業者、２０．６％)、適正な運賃・料金の収受違反（７２事業者、２３．２％）でした。

２．監査実施後の措置
集中監査において何らかの法令違反が確認された事業者（２４０事業者）に対し、監査実施日に改善指示書を交付しました。
４月２７日現在で、法令違反項目全てにおいて改善済みを確認できた事業者は１２２者、１．に記載した安全に関わる主な法令違反に対し改善着手中の事業者は３２者であり、
改善に着手していない事業者は86者でした。
なお、一項目でも未改善の事業者に対しては、継続的に呼出監査等を行い、５月中旬までに全て改善するよう指示を出し徹底してまいります。
今後、行政手続法の所要の手続きを経て、厳正に行政処分を行います。

その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000241.html

◇◇◇

上記内容は、平成２８年４月２２日付けで、公益社団法人日本バス協会等関係団体に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000133.html

◇◇◇

【５．４月１３日に発生した貸切バスの車両火災事故に関し、その後確認された情報について（中部運輸局発）】
（配信日：H28.4.22）

４月１３日（木）午前１０時１０分頃、奈良県において、三重県に営業所を置く貸切バスが営業所へ向けて回送運行中、トランクルーム内のプラスチックコンテナボックスから出火していることを確認し、運転者により消火した。この事故によるけが人はありません。

当該事故は冬場での燃料の凍結を改善し、エンジンの始動に使用するため、トランク内に置いてあったガストーチが何かしらの原因により、発火したために発生した事故であります。

バスのトランクルームに発火のおそれがあるものや可燃性が高いものは、絶対に収納してはいけないということは、各バス事業者にとって、輸送の安全の確保のためには当たり前のこととは思いますが、このような事故が発生していることから、同種事故の再発防止を図るため関係事業者におかれましては、車両内に「発火のおそれがあるものや可燃性が高いものは、絶対に収納してはいけない」との認識を改めて持っていただくよう、早急に周知徹底を実施し、輸送の安全の確保に努められるようお願いします。

◇◇◇

示を行い改善の確認を行うとともに、その他の運行についても法令遵守を徹底するよう通達しました。

法令違反指摘率について、通達前は４６％、通達後は２３％でした。

２．監査実施後の措置

街頭監査において法令違反が確認された事業者に対しては、監査実施日から原則３０日以内に呼出監査を実施し、呼出監査時点において、同様の違反事項が全て改善されたことを確認しています。街頭監査については、今後ともゴールデンウィーク等の多客期を捉え、引き続き行うこととしています。

※その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000240.html

◇◇◇

【７．軽井沢スキーバス事故対策検討委員会における中間整理の公表について】

～徹底的な事故の再発防止に向けて～

（配信日：H28.3.29）

平成２８年１月１５日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において、再発防止策についての「中間整理」がとりまとめられました。

＜中間整理の概要＞

○　本年１月１５日に発生した軽井沢スキーバス事故（乗客１３人、乗員２人死亡）を踏まえ、関越道での事故（平成２４年４月）後の対策を含むこれまでの安全対策を徹底的に再検証し、貸切バスをめぐる構造問題を踏まえつつ、実効性のある再発防止策の方向性をとりまとめたもの。

○　検討のポイントは、

・貸切バス事業者に対する事前及び事後の安全性のチェックの強化

・運転者の技量のチェックの強化

・ハード面の安全対策の充実

・旅行業者等との取引環境の適正化

・利用者に対する安全性の「見える化」

○　再発防止策は実施可能なものから順次実行に移すことを、工程表とともに提言。特に速やかに講ずべきとされた対策の例としては、

・悪質事業者に対する厳格な処分

・新規雇入運転者等への実技訓練やドライブレコーダー装着の義務付け

・利用者への貸切バス事業者名の提供、下限割れ運賃等の通報窓口の設置

○ 検討委員会は、今後「総合的な対策」のとりまとめに向け、議論を継続。

※その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000238.html

◇◇◇

（２）確実に点呼を実施し、道路の状況、乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
（３）運行指示書を作成し、適切な指導を行うこと
２．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、３月１８日付けで、公益社団法人全日本トラック協会等に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000235.html

◇◇◇

ス事業者が有しているドライブレコーダー映像のうち乗務員教育として活用できるものを（一社）東京バス協会で収集し、乗務員向け教材を作成・活用していく。（平成２８年度前半）
３ バスドライバー安全運転コンテスト（仮称）の開催
・関係者の協力を得ながら、（一社）東京バス協会において、バスドライバー安全運転コンテスト（仮称）を開催し、乗務員の安全意識の向上と安全・安心な旅客の輸送の充実を図る。（平成２８年度中）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/hoan/date/bus_wg_kentou_H27.pdf

◇◇◇

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000232.html

◇◇◇

自動車製作者が定めた取扱要領に基づき適切に操作するよう、運転者に対して指導すること。
２．補助ブレーキの作動確認に加え、作動警報装置が正常に作動することを点検し、所要の整備をすること。
３．補助ブレーキにエア漏れがないことを点検し、所要の整備をすること。

上記の内容は、平成２８年２月１９日付けで、公益社団法人日本バス協会等に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001119907.pdf

◇◇◇

平成２７年１１月１８日、群馬県内の上信越自動車道上り線トンネル出口付近において、渋滞していた車列に大型トラックが追突し、合計６台が絡む多重衝突事故が発生しました。

当該渋滞の発生原因として、先行していた大型トレーラに備えられた資材ボックスが落下し、この中に積載されていた木材などが道路上に散乱したことが指摘されたところです。

今般、北陸信越運輸局等において当該事業者に対し調査を実施したところ、資材ボックスが老朽化したことにより事故の数ヶ月前に交換されており、新しい資材ボックスは、新車架装時とは異なる方法により取り付けられていたこと、また、資材ボックスには常時１００kg程度の木材が積載されていたことが判明しました。

ついては、同種事故の再発防止を図るため、関係事業者におかれましては下記の事項について早急に周知徹底を行い、貨物輸送の安全確保に努められるようお願いします。

記

１．車体へ装着されている資材ボックス等構造物の確実な取付けについて点検すること。その際、不良箇所等が発見された場合は早急に対策を講じること。

２．資材ボックス等の使用については、使用する物品に応じた構造とし、その機能の維持に関して適切に管理すること。

３．積載物等が走行中に荷崩れ等により落下しないように、適切、かつ、確実な固縛等を行うこと。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/car/pdf/h280217annzenkakuhotuutatu.pdf

◇◇◇

知をお願いしたところです。

記

〔重要調査対象事故〕
〔大型トラックの追突事故（静岡県浜松市）〕
〔タンク車の追突事故（愛知県犬山市）〕

※詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000228.html

◇◇◇

用自動車の運転者として選任されていた者についても、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

２　新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

３　その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成２４年３月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf

◆貸切バスの安全確保の再徹底について

軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところです。

１月２９日現在、全国１７カ所で監査を実施し、監査車両９６台のうち４５台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾です。

ついては、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。

出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について

当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。

シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付け

られているところでありますが、今般改めて下記事項について周知・徹底を図って下さい。

記

１ 乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。
（１）シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
（２）別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと
また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること
（３）車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
（４）発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること
（交替運転者や添乗員の補助を得ることも可）
２ その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。
３ 乗務員に対し、適正にシートベルトを着用するよう指導すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/common/001118205.pdf
「バス乗車の際はシートベルトを締めましょう！！」
→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000052.html

◇◇◇

ること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）確実に点呼を実施すること
（２）乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国個人タクシー協会及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◆自家用有償の安全確保の徹底について
自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要である運送に限り、自動車運送事業の例外として認められているものです。
このような立法趣旨から、自家用有償旅客運送については、自動車運送事業とは異なる安全上の要件が課されていますが、輸送の安全の確保は、自家用有償旅客運送者においても最大の使命です。
このため、自家用有償旅客運送の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、管内の自家用有償旅客運送者に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理体制を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）乗務前の運転者に対する安全運転のための確認を確実に実施すること
（２）運行の安全を確保するための必要な指示を確実に行うこと
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、指定都道府県・市区町村の長に対

し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◇◇◇

◆◆◆